

講師選定要件

1 共通要件

(1) 各科目の講師は、担当する科目を教えるのにふさわしい十分な知識・経験を持った専門家等とする。

なお、科目ごとの講師要件については、別表のとおりとする。

(2) 講師が担当できる科目については、次のとおりとする。

ア 同一講師が担当できる科目数は3科目までとする。(補助講師として担当する科目も含む)

イ 研修を実施するために必要な講師の人数は6名以上とする。

ウ 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」については、担当項目を分けた上で3名以上の講師で実施すること。

エ 実技演習を伴う「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」の科目の(6)から(14)項目までは受講者20人あたり1人の補助講師を配置すること。

オ 実技演習に伴う補助講師については、イ、ウの必要な講師の人数に含めない。

カ 同一法人内の各事業所(学校法人等の教育機関を除く)の職員が担当する項目数は15項目以下とする。

(3) 直接援助実務経験とは、利用者との対人的、対面的関係のなかで直接的に援助を行う、当該資格に関する実務経験をいう。したがって、社会福祉士であれば相談援助業務等に従事した期間であり、介護福祉士であれば介護業務等に従事した期間をいう。在宅生活者に対する直接援助実務経験が1年以上あることが望ましい。なお、実務経験の期間は、資格取得の前後を問わない。

(4) 当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等は、大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等技術専門校、福祉系高等学校において該当する科目を担当する者であること(非常勤を含む)

(5) 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」において、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と生活支援技術の習得状況の確認をする講師は、必要な実務経験を有するとともに、指導的業務経験を持つ者が行うことが望ましい。